

議長



局長



係長



合



議



提議



R3 政務活動費収支報告
溝部議長
51,953円返還(78受領)

様式第1号(第8条第1項・2項関係)

政務活動費の収支報告書

令和4年4月8日

福島町議会議長 溝部幸基 様

福島町議会議員

溝部幸基

令和3年度政務活動費に係る収支報告について

福島町政務活動費交付条例第8条の規定により、別紙のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙(様式第1号関係) 政務活動費の収支報告書

令和3年度政務活動費収支報告書

議員名 溝部幸基

1 収 入 政務活動費 120,000円

2 支 出 (単位:円)

科 目	総 額	交付額	自己負担額	備考
調 査 研 究 費	0	80,000	△80,000	
研 修 費	17,500	30,000	△12,500	JR北海道乗車券・特急券 12,000 宿泊料(札幌ランドホテル) 5,500 2021自治講座 ・高齢者介護と介護保険財政 ・地方分権改革20年:自治体の課題
会 議 費	0			
資 料 作 成 費	0			
資 料 購 入 費	30,472	5,000	25,472	・地方議会人・議員手帳 10,672 ・自治体法務研究 5,060 ・政策財務の基礎知識他5冊 14,740
事 務 費	20,075	5,000	15,075	・インクカートリッジ ・コピー用紙
合 計	68,047	120,000	△51,953	

3 残 額 51,953円

- 注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
2 政務活動費の科目ごとに様式第3号を1葉として提出のこと。

政務活動研修報告書

福島町議会議員 溝 部 幸 基

I. 研修地

1. 札幌市（北海道地方自治研究所）：令和3年12月4日（土）

II. 研修内容

1. 2021 自治講座「節目に考える自治体の課題」

①「高齢者介護と介護保険財政の課題」

＜講師＞・横山 純一 氏（北海道学園名誉教授/研究所理事）

②「地方分権改革 20 年、自治体の課題」

＜講師＞・佐藤 克廣 氏（北海学園大学教授/研究所理事長）

③「3・11 東日本大震災・原発事故から 10 年、自治体の課題」

＜講師＞・今井 照 氏（地方自治総合研究所主任研究員）

III. 研修成果

1. 「高齢者介護と介護保険財政の課題」 横山 純一 氏（北海道学園名誉教授/研究所理事）

横山先生は、北海道庁の市町村合併・道州制導入検討諮問機関の中心的役割をしていたと記憶していた。多くの市町村の諮問会議（行政改革・税財政問題・総合計画・まちづくり基本条例等）へも参加、関連テレビ番組にも頻繁に出演されていたし、西部4町議員協の研修会講師として検討したこともあり、専門が社会福祉、特に高齢者介護であるとは知りませんでした。

過疎少子高齢化が厳しく歯止めが利かない福島町の現状は、老々介護世帯が急増し、高齢独居世帯化が急進しており、今回のテーマは、現実の大きな課題であり、コロナ禍での研修参加を決断させた誘因でもありました。

結果は、参加して非常に良かったと思っております。介護制度についての概要は、当然理解していたと思っておりましたが、複雑な仕組みや、高額な負担、不公平感等、疑問点も多くありながら、制度成立経緯や今日に至る改善経過を踏まえ充分学習（検証）し、現状課題を理解する努力はできていなかったと反省しなければなりません。

今回の講演で、充分とは言えませんが、ある程度理解できたと思っております、これまで以上、「介護保険制度」にこだわり、取り組んでいかなければとの決意を新たにいたしました。

①介護保険制度の成立

- (1) 2000 年 4 月介護制度スタートから 20 年経過

- ・1989 年 12 月ゴールドプラン発表

訪問介護・通所介護サービスを柱とする在宅福祉の充実と施設福祉サービスの量的確保。

- ・今後 10 年間の全国整備計画：ホームヘルパー10 万人、デイサービスセンター1 万か所、特別養護老人ホーム 24 万床、老人 保健施設 28 万床等

- (2) 市町村が在宅福祉サービスの運営主体として明確に位置付けられた。

⇒市町村は老人福祉計画策定を義務付けられたが自力策定でなく民間コンサルタント任せ。

- ・1994 年に新ゴールドプラン発表。

- (3) 1990 年代半ばには公的介護制度早期実現の機運が高まる。

- ・要介護認定の在り方、財源（税方式/社会保険方式）問題、サービス提供主体多様化問題等が論点。

- ・フィンランドの包括補助金制度をヒントに、日本でも地方分権を展望した包括補助金を財源に

公的介護制度ができないか考えていた。

- ・ 1997 年に社会保険方式を採用した介護保険法が成立→2000 年 4 月施行

(4) 公的介護制度の登場は必然であった。

- ・ 高齢化社会(高齢化率 14%未満)から高齢社会(高齢化率 14%以上)に移った時期。
- ・ 高齢者福祉施設、在宅福祉サービス(訪問・通所介護)が全く不足しているため、医療行為がほとんど必要でないのに病院に長期入院する高齢者が多数存在した。
- ・ 介護保険以前の高齢者福祉サービスは、本人と扶養義務者の収入に応じた利用者負担(応能負担)で、基盤整備が不十分なため、利用は一部高齢者にとどまり、医療保険で対応するため特老より負担が低い一般病院(老人病院と言われた)への長期入院利用も多く、生活環境面での体制も不十分で医療費も増加し、介護を社会全体で支え合う公的介護制度実現が求められていた。

②変容を迫られている介護保険と高齢者介護

(1) 転換期の指標

- A. 介護対象者となる高齢者と家族の変化 B. 後期高齢者の大幅な増加と介護費用の上昇
- C. 介護保険料の高額化

(2) 在宅福祉サービスの対象となる高齢者と家族の変化

- ア. 介護スタート時は、利用高齢者だけでなく、同居家族に対するものという性格が強かった。
訪問介護サービスを利用する場合、妻(夫)、息子・娘、息子の妻窓の援助を受けることが前提とされるケアプランがほとんどであった。

イ. 現在、高齢者夫婦のみの世帯と一人暮らしの高齢者世帯が急テンポで増加している。

65 歳以上の家族がいる世帯数の変化

1980 年 : 849 万 6 千世帯 → 2019 年 : 2558 万 4 千世帯
3 世代世帯・425 万 4 千世帯 → 240 万 4 千世帯(9.4%)

2019 年には、夫婦のみの世帯(夫婦ともかどどちらかが 65 歳以上の世帯)827 万世帯、単独世帯(65 歳以上の 1 人暮らし世帯)736 万 9 千世帯(28.8%)で高齢者世帯数の 60%。

2000 年の夫婦だけの世帯 423 万 4 千世帯(27.1%)、単独世帯は 207 万 9 千世帯(19.7%)で、2019 年にはほぼ倍増している。

- ・ 認知症の高齢者数(65 歳以上)が増大、2012 年の 462 万人から、2025 年には約 700 万人(20%)に増加する見込み。

ウ. 現在、老々介護、認知介護が深刻化、その背景には、3 世代世帯の大幅減少、高齢者夫婦だけの世帯や単独世帯の大幅増加、認知症高齢者の増加がある。

「家族をあてにできた」「家族に頼ることができた」在宅福祉

⇒「家族をあてにできない」「家族に頼れない」在宅福祉に移りつつある。

* 高齢者とその家族像の変化に対応した在宅福祉サービスをどのように構築するのかが、重要な課題として浮上している。

(3) 後期高齢者の大幅な増加と介護費用の上昇

ア. 介護保険開始時には前期高齢者数が 1301 万人、後期高齢者数が 900 万人、2020 年には前期高齢者数(1747 万人)と後期高齢者数(1872 万人)が逆転、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年には後期高齢者数(2180 万人)が前期高齢者数(1497 万人)の約 1.5 倍となる見込み。

1 人あたりの介護給付費は、前期高齢者は 4.9 万円、後期高齢者は 47.0 万円。

要介護・要支援認定率は前期高齢者の 4.2%に対し、後期高齢者は 31.9%。

2000年度に3.6兆円だった介護給付費が、2021年度には12.7兆円に上っている。

イ. 要介護・要支援高齢者数：2000年4月末の要介護・要支援認定者数は218万人、2018年度には約3倍の645万人。

・要介護5が58万人、要介護4が78万人、要介護3が84万人、要介護2が111万人、要介護1が130万人、要支援2が90万人、要支援1が91万人。

・介護が必要な主な要因は、認知症が18.1%、次いで脳血管疾患が15.0%、高齢衰弱が13.3%、骨折・転倒が13.0%。

・2025年には団塊の世代が全員後期高齢者になる。今後、介護サービスにおいて質と量の充実に努めること、コスト増への対応など、対応策が強化されなければならない。

(4) 介護保険料の高額料と地域格差

ア. 1号保険基準額の全国平均・月額は、第1期(2000～2002年度)2911円、その後上昇して第6期(2015～2017年度)5514円、第7期(2018～2020年度)5869円、第8期(2021～2023年度)6014円。現在は、保険料基準額(第8期)が5501円以上7000円以下の保険者が1059保険者に上り、保険者全体の3分の2を占めている。都市自治体に多く課題となっている。

イ. 保険料の地域における差異の問題がある。

第8期保険料では、基準額の最高額が東京都青ヶ島村9800円、2位秋田県五城目村8300円、3位福島県葛生村、4位岩手県西和賀町8100円、5位大阪市8094円。最低は北海道音威子府村と群馬県草津町の3300円。今後は、大阪市に限らず保険料が平均を大きく上回る大都市の多数出現が予想される。

③介護費用の抑制

(1) 介護保険料の高額化 ⇒ 保険料の多段階設定の実行

在宅福祉サービスの対象となる高齢者と家族像の変化により、多様な施策が打たれたが、中でも地域包括ケアの提起が最も注目される。

・介護費用の抑制 ⇒ 第3期(2006～2008)に地域包括支援センターを設置 ⇒ 保険者による要支援者への予防事業(予防給付)展開。

・第6期から訪問介護、通所介護サービスを全国一律基準 ⇒ 市町村事業移行、特老ホーム入所要件の厳格化、一定以上所得の高齢者利用負担の引き上げ。

・第7期では、高齢者の自立支援に取り組む事業者への介護報酬引き上げ。

(2) 介護費用の抑制から、近年は、要支援の高齢者を介護保険から外す動きがみられるようになったが、要支援・要支援1が要支援・要介護高齢者全体に占める割合は48%と高く、介護から外すと、「介護の社会化」が大きく後退すると懸念されている。

④介護保険料の多段階設定と高額者所得高齢者保険料負担強化、低所得者の保険料負担軽減

(1) 介護保険料の多段階設定の内容

ア. 第5段階以上の多段階設定：厚生労働省は第3期以降、市町村民税が非課税者の間で所得格差が大きいことを踏まえ、第2段階を2つに分け標準6段階とした。合わせて各保険者が保険料負担段階数を増やすことや、負担段階の保険料率設定が独自でできることになった。結果、都市部を中心に積極的に多段階設定されることになった。

イ. 第3段階の細分化：第3段階は市町村税世帯非課税者で、80万円を超過しているものとされているが、収入額にかなりの開きがあり、第5期以降は保険者の判断で細分化することが出来るとした。

ウ. 特例第4段階設定：第4期には第4段階のうち、80万円以下の保険料について、保険者の判断で基準額に乗じる割合を軽減できるようにした。

エ. 標準9段階の設定：第6期には、全体を標準9段階とし、第5段階が基準額となり、第6段階以上が市町村民税課税層となり、第6段階が1.2倍、第7段階が1.3倍、第8段階が1.5倍、第9段階が1.7倍となった。第1から第3段階までは市町村民税非課税層の負担段階で、2015年実施予定だった消費税増税分(8%⇒10%)を活用して、保険料の軽減が図られることになっていた。第1・第2段階を統合して、新第1段階とし、基準額の0.3倍の保険料となった。特例第3段階が新第2段階となり0.5倍、新3段階は0.7倍の保険料額となったが、消費税増税が延期となり、2019年10月から軽減策が実行された。

標準は9段階となったが、都市部を中心に独自に多段階設定を実施する保険者が多かった。

小規模自治体の一部は6段階のままで徴収するケースもあった。

(2) 介護保険料多段階設定の限界

厚生労働省は、多段階設定により高所得高齢者の保険料を重くし、低所得者の負担を軽減し、高齢世代内の分配強化で高額化に対応しようとするもので、継続性には疑問が残る。実際、「多段階保険料設定の択一アンケート」では、「多段階保険料設定は必要で、さらに進める」と回答した区・市は18%に過ぎなく、課題や問題点を指摘し制度改正求める見解が多数示された。「多段階設定はやむを得ないが、複雑化など課題があり、将来的に制度改正が必要」が62%、「複雑化など課題があるので、できるだけ早く多段階設定をやめ、公費投入で低所得者の負担を軽減すべき」が8%、自由記述では「細分化すると問題、これ以上の効果は見込めない」「公費投入で低所得者の保険料軽減が必要」という意見もあった。

(3) 保険料高額負担と公費投入

横山先生のまとめとしては、

多段階設定制度は複雑化を招いており、今後このままでの継続は難しい。

保険料の高額化が進み、低所得者の負担軽減は一層重要となるが、公費投入を進めるべきだ。

消費税凍結が解消した2019年10月から、低所得者1100万人を対象に、1400億円公費を投入し、軽減された。新第1段階が45から30%に、新第2段階は75から50%に、第3段階は75から70%に軽減された。介護財政の枠組みの中ではなく、国の財政(消費税)で行われた点が意義深い。

⑤地域包括ケア

地域包括ケアは、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らし続けることが出来るようにすることが目的だ。その為に、介護、保険、医療(主に在宅)、訪問看護、福祉、インフォーマルサービスを有機的に結びつけ、高齢者のニーズや状態の変化に対応するトータルなケアサービスをすることで、施設ではなく在宅での暮らしを高齢者に徹底しようとする考え方だ。今後、高齢者のみの世帯、1人暮らしの高齢者、認知症の高齢者の大幅な増加が見込まれ、高齢者の生活を地域で支える施策展開が重要となるので、地域の特性に応じたシステムを作り上げることが重要である。

*継続的に健康管理、療養指導する地域の体制(医療・往診・訪問看護等)の充実が必要となるが、現状は課題が多く非常に厳しい。特に、町村部では人的資源の限界、医師の意識等の問題があり、在宅医療の展開は難しい。訪問看護も担い手不足、高い利用料がネックになっている。

*24時間対応型訪問介護サービスを提供する事業者も不足し、地域に係る住民活動(相談、安否確認、声かけ、見守り等)についても、質・量において自治体で大きな差がある。自治体は地域の実態・

課題の把握に努め、多職種の連携、多様なサービスの有機的な結びつきを図る相違・工夫、在宅医療を担う医師・訪問看護師の確保などに力を注ぐことから始めなければならない。

夫婦のどちらかが要介護2以上になった場合、在宅介護は厳しいといわれてきたが、果たして地域包括ケアが進めば家族の負担は軽減されるのだろうか。「家族に頼れない」「家族をあてにしない」在宅福祉の構築に地域包括ケアはつながるのだろうか。この点が明確になれば、地域包括ケアは割高な施設給付費や医療費の単なる抑制策になってしまう恐れがある。今後、やや長いスパンで地域包括ケアの動向や市町村の取り組みに注目し続けることが大切になる。

2. 「地方分権改革 20 年、自治体の課題」 佐藤 克廣 氏（北海学園大学教授/研究所理事長）

①2000 年分権改革の成果

(1) 分権改革前史

- ・ 1993 年衆参両院で「地方分権推進決議」⇒1995 年地方分権推進法⇒地方分権推進委員会設置
- ・ 政府省庁の改革(スリム化)、政官関係見直し⇒官僚主導から内閣主導へ
- ・ 地方分権改革底流の思想：新自由主義思想(政府のスリム化)、自治拡充思想

(2) 機関委任事務の廃止

- ・ 自治事務、法廷受託事務の創設⇒自治体出先機関化の廃止(明治期からの仕組みの終焉)

(3) 対等・協力の関係

- ・ 国と都道府県、都道府県と市町村の上下関係の解消
- ・ 対等だが、憲法の縛りはある。

* 第 92 条 地方公共団体の組織・運営事項は、地方自治の本旨に基づいて、**法律で定める**。

第 93 条 地方公共団体には、**法律により**、議事機関として議会を設置する。

第 94 条 地方公共団体は、財産を管理、事務を処理し、行政を執行する権能を有し、**法律の範囲内**で条例を制定することが出来る。

(4) 国等の関与のルール化

- ・ 関与＝国、都道府県が自治体に個別・具体的にかかわる行為(地方自治法第 245 条)
- ・ 関与の法定主義、目的達成に必要最小限とする。(245 条 2・3)
- ・ 関与手続きの公正・透明性原則 (246 条～250 条 6)
- ・ 必置規制の緩和：自治体の組織・職員等の設置義務制度の縮小

②200 年分権改革の関連改革

(1) 市町村合併

- ・ 自治体の「体力」をつけるための規模拡大(合併は自治力の拡大か、中央統制の便宜化か?)⇒自主的市町村合併の推進

(2) 三位一体改革

- ・ 国庫補助金の削減(約△4.7 兆円)、税源移譲(約 3 兆円)、地方交付税見直し(約△5.1 兆円)
- ・ 地方財源の自由度が増したとは言えない。⇒地方財源は削減

(3) 分権一括法による権限移譲等

- ・ 国から都道府県への移譲等：60 法律、都道府県から市町村への移譲等：87 法律
- ・ 自治体に対する義務付け・枠付の見直し：337 法律

・ 第 5 次分権一括法以後は、自治体からの「提案募集方式」による改定

(4) 地方創生

・地方人口ビジョン・地方版総合戦略の創設

③課題と展望

(1) 住民と自治体

- ・住民あつての自治体としての再認識⇒「オカミ」任せでない、自治体政府は自分たちが作る意識
- ・問題がなければ住民は安心⇒問題が発生したときに声を上げる訓練は必要
- ・住民が居住自治体を重視するか⇒ふるさと納税は住民の反乱を煽っていないか？

(2) 自治体職員の量と質の充実

- ・自治体職員数の減少⇒業務量が増加傾向にある（残業時間が減少、有給休暇の適正消化？）
- ・職員の質の確保⇒育成、研修体制は十分と言えるか？
- ・職員の「やりがい・生きがい」を搾取していないか？⇒肉体的・精神的疾患の発症が多発
- ・職員は、住民第一と考えて仕事をしているか？⇒独りよがりになっていないか？

(3) 「量の分権」と「質の分権」、どちらを目指すか＝分権化と自治の矛盾

- ・「所掌事務拡張型」と「自由度拡張型」の検証
- ・所掌事務が少なく自由度も低い＝集権型
- ・所掌事務が多いが自由度は高くない（北欧型）
- ・所掌事務は少ないが自由度は高い（米国型）
- ・所掌事務が多く自由度も高い＝分権（国と言えるか？諸国連合イメージ？）
- ・米国型には変えられない⇒当分の間、所掌事務が多いものの自由度は高くない状態
- ・徐々に自由度を上げ、所掌事務を少なくする方向に向かう方が良いかどうか？
- ・自治事務とされながら処理が義務付けられた事務の取り扱い⇒国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険制度等（北海道は広域連合化を進めている）

(4) 自治体の政策範囲の明確化

- ・少子化対策は自治体の仕事か
- ・新型コロナウイルス拡大防止対策は自治体がもっぱら行う仕事か
- ・福祉政策（ナショナルミニマム）は自治体の仕事としていて良いのか
- ・公共政策論の出番⇒公共政策ごとの適切な権限配分・事務配分の検討が必要

(5) その他の懸念材料

- ・通貨供給量増大政策⇒大量国債発行⇒財政危機（国も財政破綻）
- ・「丸投げ型分権」を止められるか⇒少子化対策、18歳以下の子供への給付金方針、福祉政策等々

2000年の分権改革は、政府の権限が地方に配分されれば、分権が進み、地方の自治の幅が増えるという思いで進められたと思うが、20年経過した現在、自治が地方にもたらされているか、生活が豊かになり、将来に展望が持てる状況になっているか疑義があると指摘、自治の要素としての第一は、自分たちが何をするか、しないかを定められることであり、第二は、すると決めたことの内容を自分たちでどのように行うかを定めることであるとし、その視点から、2000年分権改革の成果が、自治の面で実感されているか疑問であると指摘している。

改革の結果が期待通りにならないことは、しばしばあることで、改革の目的・内容・手順について合意があつて実現したはずだが、提示された合意内容がしっかりしていても、それを見る角度、捉え方の深度、周辺状況等の認識において、違った様相を見せるのが通常であると言えるとして、地方分権改革は、どうであったか、その後の市町村合併、三位一体改革、地方創生等々いずれを振り返っても分権推進改革だったと強弁するかもしれないが、これらの改革は、自治を進める改革では毛頭なかったことは確かであり、

言い方は違っても、分権と自治はほぼ同じと考えがちであるが、分権と自治は別物であるという回答にたどり着くと指摘、分権は政府の管轄事項であるが、自治は、まさに地域住民、自治体側が行うものであり、自治体をよくする方策は自ら考える、自治は自ら実現するものであり、自治をどのように実態あるものにするか、住民(有権者)も考えなければならないと強調している。

地方分権から地方創生に至る経過、実態を再確認することが出来ましたが、「自治の在り方」については、自分自身、斯くあるべきと活動してきたつもりであるが、具体的な指摘には、反省すべき点も多く、今後の課題としなければとの思いを強くしました。

3. 「3・11 東日本大震災・原発事故から 10 年、自治体の課題」

今井 照 氏 (地方自治総合研究所主任研究員)

月刊ガバナンス(ぎょうせい)に「市民の常識 VS 役所のヒジョウシキ」を連載している今井先生は、自治体政策が専門で、地方自治、市民自治、議会改革等への提言も多く、福島大学に在籍、東北大震災の復興、特に原発被災地再建に対する思いが強く、関連する提言も多い。講演内容に加え、先生が被災地へ直接入り、過酷な状況に直面した自治体関係者の証言を聞き、取材した内容に研究者としての解説を加えた貴重なドキュメント新書(原発事故自治体からの証言:ちくま新書)を出席者に配布されており、先生の強い思いが伝わりましたし、原発事故処理が順調に進まない状況下で、尚、原発廃止に躊躇する国の姿勢に憤りの感をさらに強めることとなった。

①震災・津波と原発事故の概念整理

(1) 共通点と違い

・「自治体の課題」として共通することは、概ね、戻る人が少ない町を「再建」してしまった(しようとしている)こと(「戻りたくない」「戻りたくても戻れない」)

⇒住民(そこで暮らしていた人たち)主体の「復旧・復興」になっていない(ことが多い)

・復興は自治体(地域)ごとに多様

⇒住民⇔自治体(市町村)⇔県・国との関係性が復興の姿に反映

=国(中央防災会議専門調査会)が提示したL1(数十年から百数十年の頻度の津波)、L2(数百年から千年の頻度の津波)への防護方法、自治体行政の理解、解釈と地域特性を踏まえた住民意思との調整の違い

【陸前高田市】早い段階で国の描いた復興像(大規模防潮堤・嵩上げによる再建)が決定、現行法・制度に忠実に復興を進め、住民もそれに従った

⇒高台や他地域に自力再建する住民が多く、住民が戻らない町が出来ている

【気仙沼市】県が示した一律の復興像(津波被害の無かった地域にも防潮堤)に、地域ごとに議論、市も支援、時間がたつにつれ(急がない復興)、地域(住民)の意向が反映される復興像に近づく(地域ごとに異なる防潮堤:無堤の地域もある)

【釜石市】国の基準ではなく、最低限の防潮堤整備、嵩上げによって一定の津波浸水を前提として、まちを従前の地域へと早期再建(現地復興)

	東日本大震災(地震・津波)	原 発 事 故
原 因	地震・津波などの自然現象 →起きた瞬間が最大の被害	東京電力福島第一原子力発電所で発生した過酷事故→現在も事故が続いている
被災地	青森から千葉に至る太平洋沿岸地域(津波)、震源帯に近い内陸部(地震)	放射能が拡散した東日本全域(特に高線量となっている福島県浜通り地域)
犠牲者	約 2 万人	震災関連死 2,319 人 (2021 年 3 月現在)
避難者	住宅を失った人たち	放射能リスクを避けるために移住した人たち

	(避難先＝主として被災地の近く)	16 万人 (最大時) (避難先: 全国各地)
復旧・復興	集中的投資により同時並行で、生活、関係、空間の復旧・復興が可能。 但し、人口減少下では 過剰投資になる可能性	生活 (避難先での住まい確保など) → 関係 (家族離反、失業など) → 空間 (放射線量による立ち入り禁止) など、段階的、長期的復旧・復興。 空間の復興が先行し、人が戻らない (戻りたくない) 町ができる可能性
復旧・復興の原資	災害救助法による国の支援 (仮設住宅など)、復興増税、国の財政支出などによる再建 (防潮堤など)、募金など	事故原因者による「賠償」 (≡ 補償: 原子力損害賠償法による賠償など) と国による支援 (原子力事業者への求償部分+国の直接支援・国の責任部分)

* 建築資料研究所: 「造景 2021」(特集・東日本大震災「復興 10 年」を検証する)

(2) 復旧・復興のプロセス

- ・ 生活の復興 住まいの再建 (衣食住、家族など)
- ・ 関係の復興 社会関係の再建 (仕事、自然環境、近隣社会など)
- ・ 空間の復興 被災地の再建 (防潮堤、都市計画などの基盤整備)

(3) 原発事故≠福島県

- ・ 福島県は地震・津波の被害が大きい、原発事故は福島県だけの事故ではない
- 福島第一原発の電力は首都圏に送られていた、原発事故の被害は東日本各地に広がっている、全国各地に原発事故に伴う避難者が暮らしている
- 福島を見ているだけでは原発事故の意味が理解できない
- 原発事故＝福島(フクシマ)という意図的? なミスリーディング (IOC 総会における安倍首相の五輪招致演説: 原発事故は福島の事故であり、東京には一切悪影響はないので、オリンピックを東京で開催させてほしいという論法であった)

②被災地の多様な現状は何に起因しているか

(1) 自治体の政治・行政のポテンシャルによる相違

- ・ 地域ごとに多様な様相を見せている最大の要因は、地域ごとに被災の特質が異なり、抱えている課題が違うところにあり、自治体の政治、行政の風土が強く影響しているように見える。
- ・ 行政職員の能力、議会議員の組織的ポテンシャル、首長の力量、三者の関係と住民を交えた自治体ガバナンスが現状に反映されているように見える。
- ・ 全国の自治体は、細かい点まで法制度的に共通化されているが、地域ごとのガバナンスは、きわめて多様であり、ポテンシャルの相違により現状に大きな差異が生じている。

*復興事例の現況を見ても、地域ガバナンス(住民と自治体、自治体と県・国関係)が市街地再建状況に大きく反映されることがわかる。日常的に住民が、行政を鍛えていなければ、いざというときに頼りにならない自治体が出来上がる。

自治体としては、国や県に「法律や制度がこうなっているから」と言われるまま執行するのではなく、市民・地域社会にとって何が必要なのかという原点から考える組織風土を形成しておかないと、いざというときに住民を守れないばかりか、住民から見放されてしまうことになりかねない。

震災・原発事故から 10 年を過ぎて導ける「自治体の課題」ではないか。

③失敗の伝承、伝承の失敗

(1) 伝承施設の現況

- ・ 震災や原発事故の伝承(記録、検証、反省等)は、自治体の責務だ。
- ・ 2021 年 7 月現在、青森、岩手、宮城、福島各県の沿岸に 288 の伝承施設 (東日本大震災津波伝承館:

陸前高田市、みやぎ東日本大震災津波伝承館：石巻市、東日本大震災・原子力災害伝承館：双葉町等）があり、国土交通省によって「3.11 伝承ロード」の名でネットワークもつくられている。（設置主体：県、市町村、東京電力、市民団体）

- ・観光客も多く、小学生(学校行事)も見受けられるが、いずれの施設も「物足りなさ」が残り、記録、検証、反省という段階を踏まえた伝承が感じられない。
- ・ここに多くの人たちが暮らしていたという痕跡が感じられず、誰がどのようにして犠牲になったのかという具体的な人と場面が想像できない伝承館。→教訓や反省を伴う伝承とならない
- ・規模は小さくても、遺構に付随した伝承館は、10 年前にそこにいた人たちの息づかいが感じられ、胸に迫るものがある、それが「現場」の空気だ。

(2) 原発事故伝承施設の目的・役割

- ・原発事故の混乱と住民の帰還や復興が中心に取り上げられ、そもそも、何故ここに原発があったのか(誰がどうして誘致したのか)、原発はどのような役割をしてきたのか、事故以後の10年余りの避難生活はどのようなものであったのか、将来への課題はどのようなものがあるかが、無視されているように見える。→原発事故は福島だけでなく全国の事故だと言うメッセージが伝わらない。
- ・原発事故を記録し、反省して、何をどのように伝承していくかという議論が前段になく、建物建設ありきで計画が先行し、経済産業省が中心になりアメリカ核施設（ハンフォードサイト）に付随した観光施設を手本にしたもので、観光客を集めることが目的と言わざるを得ない。

④原発周辺地域の現状と課題

(1) 除染土中間貯蔵施設の処理

- ・福島県内で除染された土や草木などを集約し、減容化(燃やせる物は燃やす)し、焼却灰などを保管する施設群で、1600 ㌧が確保されている。(原発施設全体敷地は、東京都の千代田区、中央区の面積)
- ・2360 人の地権者は、中間貯蔵施設がある限り、帰還できない。(軍事基地と同じ事実上の「収容」)

(2) 汚染水の海洋放出問題

- ・津波で破壊された原子炉に1日140㌧ほど(2日で25㌧満杯)の地下水が流入し、汚染物質と接触し汚染水となり、夥しい数の汲み上げタンクが原発敷地内に林立している。
- ・ろ過された処理水を薄め(放射性物質の絶対量は変わらない)、海底トンネルを掘って1km先の海へ放出する方針をすでに決めている。(漁業者・漁業組合は反対)
- ・まずは、地下水の流入を止めることが先決問題だ。

(3) 廃炉の定義

- ・現在は、収束・維持作業が中心で、廃炉の準備段階だが、廃炉の定義が未だ決められていない状況で、いつでも廃炉が終わったと言える状況にある。
- ・廃炉により、高レベル放射性廃棄物が発生するが、まだ行き先が決まっていない。廃炉作業に何十年かかるかわからず、当面、原発の敷地内に積み上げて置く他ない。全国どこ原発も敷地内に使用済み核燃料が保管されている。
- ・高レベル放射性物質は、30㌧を超える地下で十万年の間保管せざるを得ない。

*わずか数十年の間に、途方もないものを生み出してしまいました。我々にできることは、少しずつでも折り合って生きていくことですが、具体的には、廃炉の定義、作業従事者の保護などを定めた「廃炉法」の制定、「非難する権利」の法制化、将来の健康被害への補償など、国や自治体に取り組むべき課題も多く残されている。

政務活動資料購入費内訳

1 事業名

「調査研究」用資料購入（資料購入費）
・参考図書購入

2 事業内容

- | | | |
|-------------------------------|------------------|------------------|
| ①「地方議会人」 | 12冊 | 9,972円（北海道町村議長会） |
| ②「議員手帳」 | 1冊 | 700円（ 〃 ） |
| ③「自治体法務研究・春夏秋冬各号」（ぎょうせい:福島通商） | 4冊×@1,265＝5,060円 | |
| ④「政策財務の基礎知識」 | 1冊 | 3,300円（第一法規） |
| ⑤「対人援助の現場で使える質問する便利帖」 | 1冊 | 1,980円（翔泳社） |
| ⑥「対人援助の現場で使える聴く・伝える共感する技術便利帖」 | 1冊 | 1,980円（翔泳社） |
| ⑦「対人援助の現場で使える勇気づける技術便利帖」 | 1冊 | 1,980円（翔泳社） |
| ⑧「対人援助の現場で使える言葉〈以外〉で伝える技術 | 1冊 | 1,980円（翔泳社） |
| ⑨「最新リサイクルの大研究」 | 1冊 | 3,520円（PHP研究所） |

（福島通商）

計 23冊 30,472円

3 成果

議員活動の参考として活用

政務活動事務費内訳

1 事業名

「調査研究」用事務費（事務費）

・事務用品購入

2 事業内容

①インクカートリッジ（キャノン黒）

3個×1,950円=5,850円

インクカートリッジ（キャノンカラー）

5個×1,850円=9,400円

コピー用紙（A4：500枚入）

5㍻×600円=3,000円

計 18,250円×1.1=20,075円

合 計 20,075円

（福島通商）

3 成果

議員活動（調査研究）の事務用品として活用



HOKKAIDO LOVE! 6日間周遊パス 212
 (乗車券・自由席特急券) 普通指定4回 -16
JR 北海道在来線全線

・お名前 **港部幸基** 様 *

---〈指定席発行回数印字欄〉--- 12月-4日から
 12月-9日有効

¥12000

C制 R427

・SL除く普通車指定席を4回まで利用
 可、予めお取りください。券種変更不可

2021.11.21新函館北斗駅MR2 (1-) 40130-01 C05

指 定 券

新函館北斗 → 札幌

12月 4日 (9:15発) (12:39着) C32
 北斗 5号 4号車 13番D席

¥***

2021.11.21新函館北斗駅MR2 (1-) 10134-01



指 定 券

札幌 → 新函館北斗

12月 5日 (13:27発) (16:56着) C32
 北斗 14号 4号車 3番A席

¥***

2021.11.21新函館北斗駅MR2 (1-) 20135-01



ご請求明細書

札幌グランドホテル

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西4丁目
North 1, West 4, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-0001
TEL 011-261-3311 FAX 011-231-0388
<https://www.grand1934.com/>

お名前 溝部 幸基 様

お部屋番号 1111 ご人数 2
ご到着 2021/12/04 ご出発 2021/12/05

日付	ご明細	部屋番号	料金	お支払等	備考
12/04	宿泊料	1111	21,000		
	振替額 (▲)	from90143	-10,000	*	

ご請求金額

11,000 (内 消費税: 1,908)
(内 宿泊税等: 0)

(政務活動費(研修費)減額)
 $11,000 \times \frac{1}{2} = 5,500 \text{円}$



ご署名

発行番号 120520137579 C 1 1 20 9 0
21/12/05 09:41 64

領 収 書

金額	¥ 9,972 円
----	-----------

品 名	数量	単価	金 額	摘 要
地方議会人 購 読 料	1	9,972	9,972 円	令和3年4月～ 令和4年3月

上記のとおり領収いたしました

令和 3.5.6 日

町議会議員

福島町議会議員

溝 部 幸 基 殿

北海道町村議会議長会

会 長 渡 部 孝 樹



領 収 書

金 額	¥	700 円
-----	---	-------

品 名	数 量	単 価	金 額	適 用
会 議 ノ ー ト 議 員 手 帳	1	1,000 700	0 円 700 円	
合 計	1		700 円	

上記のとおり領収いたしました

令和 **3.12.7**
年 月 日

福島町議会議員 溝 部 幸 基 殿

北海道町村議会議長会

会 長 渡 部 孝 樹



領 収 書

No.R040314

溝 部 幸 基 様

(有) 福 島 通 商

代表取締役 福 永 順 子

令和 4 年 3 月 14 日

松前郡福島町字福島 258 番地 1

	品 名	数 量	単 価	金 額 (円)
1	自治体法務研究・春夏秋冬各号	4 冊	1,150	4,600
2	(ぎょうせい)			
3				
4				
5				
6				
7				
8	小 計			4,600
9	消費税			460
	合 計 (領収額)			5,060

領 収 書

No.R040314②

溝 部 幸 基 様

(有) 福 島 通 商

代表取締役 福 永 順 子

令和 4 年 3 月 14 日

松前郡福島町字福島 258 番地 1

	品 名	数 量	単 価	金 額 (円)
1	政策財務の基礎知識 第一法規 江藤俊昭・新川達郎	1 冊	3,000	3,000
2	対人援助の現場で使える質問する便利帖 翔泳社 大谷佳子	1 冊	1,800	1,800
3	対人援助の現場で使える聴く・伝える共感する技術便利帖 翔泳社 大谷佳子	1 冊	1,800	1,800
4	対人援助の現場で使える勇気づける技術便利帖 翔泳社 大谷佳子	1 冊	1,800	1,800
5	対人援助の現場で使える言葉く以外で伝える技術 翔泳社 大谷佳子	1 冊	1,800	1,800
6	最新リサイクルの大研究 PHP 研究所 田崎智宏	1 冊	3,200	3,200
7	小 計			13,400
8	消費税			1,340
	合 計 (領収額)			14,740

領 収 書

No.R030822

溝 部 幸 基 様

(有) 福 島 通 商

代表取締役 福 永 順 子

松前郡福島町字福島 258 番地 1

令和 3 年 8 月 22 日

	品 名	数 量	単 価	金 額 (円)
1	インクカートリッジ (黒) キャノン: BCI380XLPGBK	3 個	1,950	5,850
2	インクカートリッジ (カラー) キャノン: BCI3811XLBK・GY・P・M・Y	5 個	1,880	9,400
3	コピー用紙 (A4: 500 枚入)	5 ㍻	600	3,000
4				
5				
6				
7				
8	小 計			18,250
9	消 費 税	(10%)		1,825
	合 計 (領収額)			20,075